

平成19年度 国立大学法人北海道教育大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

- ① 教養教育の成果に関する具体的目標の設定
 - 各校での取組成果をもとに、新教養カリキュラムの全学的改善のための全学委員会を設置する。
- ② 専門教育の成果に関する具体的目標の設定
 - 再編後のカリキュラムをもとに、実践的指導力を養うための理論と実践の関連性を検証する。
 - 平成18年度以降実施したチェックリストを用いて、2年間の教育フィールド研究や学校ボランティア活動が、教育相談能力を含む総合的な教師の力量形成につながっているかどうかを検証する。
 - 平成19年度から、教育フィールド研究と基礎実習を連動させ、その関連性が図れる体制と指導内容を確認する。
 - 平成18年度に作成したビデオ教材等を活用して、へき地教育関係の講義を充実させ、「へき地校体験実習」を教員養成3キャンパスで実施する。
 - 平成18年度に実施した人間地域科学課程、芸術課程及びスポーツ教育課程の改善後のカリキュラムを点検し、平成21年度に向けて、地域社会の担い手となるべき能力が形成されているかを検証するための準備を進める。
 - 平成18年度の検討結果をもとに、課題設定や実践的能力を目指した科目について、指導内容・方法を調査する。
- ③ 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定
 - 平成18年度の実績を基にキャリア教育プログラムの改善・充実を図るとともに就職率の向上に資しているかを検証する。

【修士課程】

大学院教育の成果に関する具体的目標の設定

- 教育現場の課題に応える高度に実践的な指導力養成のため、教職大学院設置に向けた準備と既存大学院の改革に取り組む。
- 教職大学院の設置計画をもとに、より専門的な教育的指導力を育成するための諸課題を整理する。
- 平成18年度の検討結果をもとに、札幌・北見・十勝の3サテライトについて必要な改善を行う。

(2) 教育内容に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

- ① アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- 引き続き、入試アンケートを実施し、選抜方法の更なる改善を図る。
 - 平成21年度の入試方法を確定するとともに、平成22年度以降の入試についても検討する。
 - 全国の受験生、保護者、進路指導担当教員等にアドミッション・ポリシーを深く理解させるとともに本学の教育課程、入試情報等を適切に伝えることができるよう大学案内等の入試広報用パンフレット及びホームページの内容充実と利便性の向上を図る。また、受験生のニーズに応えた情報提供、大学説明会、オープンキャンパス、学校訪問、進学ガイダンス等の実施・参加を更に充実させる等、広報活動を積極的に展開する。
- ② 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策
- 全学連携科目を含めたモデルカリキュラムの全体的な調整を図る。
- ③ 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策
- 「学生による授業評価アンケート」による分析結果を踏まえ、参加型授業について、FD活動を通じてその普及を図る。
- ④ 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策
- 単位制度に準拠した授業設計、厳正な成績評価、GPA制度、CAP制が学生の学習意欲の改善につながっているかを点検する。また、長期的に取り組むべき課題についての改善策を検討する。
- ⑤ 国内の大学と大学教育上の種々の連携に関する具体的方策
- 教育内容の多様化を図るため、道内道外の大学との交流と連携を深め、着実な定着を図る方策を検討する。

【修士課程】

- ① アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策
- 教職大学院の設置に向けて、指導的な役割を果たしうる学生の選抜方法の具体化を行う。
- ② 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策
- 教職大学院の設置に向けて、附属学校及び連携協力校との密接な連携の中で、実践的な教育・研究指導を行い、大学院生の高度な実践的力量を育成する。
 - 引き続き、大学院生の実践的指導力を養うため、附属学校における日常的な授業公開や授業実践を推進する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ① 適切な教職員配置等に関する具体的方策
- 引き続き、再編に伴う教員の配置換を実行し、教育研究組織の完成を目指す。また、各分野で活躍する外部人材を積極的に活用し、より充実した教育・指導体制の構築を図る。
- ② 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策
- 利用者のアンケート結果を活用した各種講習会等を開催し、学生の自主的

な学習の支援及び学術情報の有効利用を図る。

- 情報セキュリティポリシーの普及・啓発を行い、ネットワーク環境及び学生の学習支援環境の整備を行う。
- ③ 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策
 - 大学教育情報システムを活用するとともに授業評価アンケートの回収率を高め、授業評価アンケート調査結果を考慮したFD活動の提案を行う。
 - 引き続き、授業評価アンケート調査結果を考慮した授業改善の提案を行う。
 - 教育実績に対する評価システムを作成する。
 - 授業等で特に優れた教員を顕彰する制度を検討する。
- ④ 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策
 - センター再編が完了するまでの間、FD活動を継続的に推進する。また、大学教育開発センターの役割や機能についての検討を行う。
- ⑤ 全国共同教育、学内共同教育に関する具体的方策
 - 遠隔授業システムの一層の充実を図り、双方向遠隔授業の効果的運用を推進する。
- ⑥ 学部・研究科等の教育実施体制に関する特記事項
 - 引き続き、大学院の将来構想の中での博士課程の位置づけについて検討する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ① 学生の修学支援に関する具体的方策
 - 大学教育情報システムの一層の利用を促進するとともに、掲示板・アンケート等の機能を学生の修学・生活全般に活用されるようサポート体制を充実する。
 - アカデミック・アドバイザー制度、オフィスアワー制度の活用を促進し、点検する。また、長期的に取り組むべき課題についての改善策を検討する。
 - アンケート調査等に基づいて改善を行った学生便覧とシラバスについて、引き続き改善を加える。
- ② 生活相談・就職支援等に関する具体的方策
 - 引き続き、就職先企業の開拓、ホームページ等を活用した就職情報の提供など、学生の就職支援活動の拡充を図る。
 - 学生生活実態調査による学生からの要望、改善事項のうち、実現可能なものについて順次実施する。
 - 「男女共同参画推進会議」の設置を受けて、その役割の周知とハラスメント防止のための取り組みを行う。
 - 本学の人権侵害の防止に関する取組みを各種ガイダンス、ホームページ、各種広報誌により学内外に周知することにより、人権侵害の未然防止と意識の喚起を図る。また、相談体制や相談窓口を大学構成員が日常的に意識できるように大学構内の掲示等について工夫を図る。
- ③ 経済的支援に関する具体的方策
 - 大学独自の基金として設立した「北海道教育大学教育支援基金」により、

学業成績優秀者に対し、奨学金給付を行う。また学業成績優秀な入学者に対する入学料免除を行う。

- 引き続き、北洋銀行と提携した教育ローンの周知、国民金融公庫利用の周知を行う。
 - 入学料免除、授業料免除における家計の所得金額算定の見直し（緩和）を図る。
- ④ 学生の自立的な活動を高める具体的方策
- 引き続き、学生表彰規則に定めた「学業成績優秀者に対する表彰」の具体的基準の改善に努める。
 - 学生の自主的・創造的活動を支援する「チャレンジプロジェクト」を継続して実施する。併せて、複数年応募等の実施を推進する。また、北海道地域教育連携フォーラム等において、引き続き、優れた活動の成果を公表する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果に関する目標を達成するための措置

- ① 目指すべき研究の方向性
- 教育現場に生起する諸課題について、前年度の実施状況を検討した上で、学長裁量経費による共同研究の充実を図る。また、成果等のWebによる情報公開を促進し、社会への還元を図る。
 - 研究推進戦略の策定に向けて取組むとともに、教育現場に生起する諸課題に関する本学の研究の方向性と研究体制等を検討し、教育科学分野を重点にその具体化を図る。また、理科教育に係るコンソーシアムの設立を積極的に支援する。
 - 「人間地域科学課程」「スポーツ教育課程」「芸術課程」における研究組織の研究の方向性に基づいて、学際的、文化的な分野における地域の諸課題に関する事業・研究を促進させる。
- ② 大学として重点的に取り組む領域
- 学術研究推進室とプロジェクト担当組織(各学長室、各センター及び学術研究推進室経費によるプロジェクト組織)との間で、緊密な連携をとりながら、重点的な項目に関して立ち上げたプロジェクトについて到達点と課題を検討し、引き続き推進・支援し、それらの研究に関わる情報と成果の集約を図り、Web上で公開する。
 - 中期計画に沿った研究項目を選出し、重点的に支援する。同時に、昨年度に引き続き学術研究推進室とプロジェクト担当組織との間で緊密な連携をとりながら、研究プロジェクトを推進・支援し、それらの研究に関わる情報と成果の集約を図り、Web上で公開する。
- ③ 成果の社会への還元及び研究の水準・成果の検証に関する具体的方策
- 各教員の研究業績のデータベース化とWeb上への公開をより推進させるため、より入力しやすく、利用価値の高いデータベースの構築を図る。
 - 前年度を受けて、学術研究へと発展する可能性を有する萌芽的活動を研究活動へと移行させるとともに、研究専念制度や学長裁量経費を利用して研究

の質の向上を図る。

- 前年度に引き続き、研究紀要の新発行体制にかかわって改善に努める。
- 前年度の学会・研究会支援策の点検を踏まえ、本学が中心となって北海道各地で開催される学会・研究会に対する支援体制をより一層充実させる。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- ① 適切な研究者等の配置に関する具体的方策
 - 研究活動をより一層活性化するため、学術研究推進経費による研究支援を、前年度の実施状況を検討した上で引き続き行う。
 - 共同研究の遂行にあたり適切な研究者を配置し、キャンパス間など多様な形態で共同研究グループを組織する。
- ② 研究資金の配分システムに関する具体的方策
 - 研究活動・研究業績及び大学事業等への実情に応じた評価の在り方について、これまでの実施状況を踏まえた改善策を検討する。
- ③ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策
 - H Pに登載した設備備品等のデータベースの更新・維持管理及びデータ一覧の改善を実施し、一層の充実を図る。
 - 学術情報の系統的整備を図るために「図書館情報システム」を更新する。
- ④ 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策
 - 教員の研究実績に対する評価システムの導入に向けて、研究実績の自己評価を試行する。
 - 新・研究専念制度を実施し、研究活動を活性化し、優れた研究を支援するため、上限を100万円とする特別研究支援プログラムを実行する。また、本制度について改善点を検討する。
- ⑤ 国内外での共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策
 - イリノイ州立大学で開催される第2回「教育に関する環太平洋国際会議」の幹事校として、会議に向けて「教育に関する共同研究組織」を設立し、本学教員を派遣するなど会議の成功に向けて積極的に取り組む。
 - 小学校英語活動地域サポート事業や小中一貫教育に関する研究などこれまでの実績を踏まえ、北海道立教育研究所等との共同研究に当たって、具体的な連携内容・方法について整理するとともに、その成果が本道の学校教育に役立てられるよう、研究成果交流会やフォーラムの開催に工夫・改善を図り、普及・啓発を行う。
 - センター再編構想（北海道教育大学センター再編構想（案））に基づき、プロジェクトチームを設置するなど組織的に再編計画の策定を進め、新センターの開設に向けて取り組む。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- ① 地域社会との連携・協力、社会サービス等に関する具体的方策
 - 「北海道地域教育連携推進協議会」のもと、協力協定を締結した自治体等との連携をさらに深めるとともに、各キャンパスが所在する地域における教

育的なニーズに十分配慮し、学生の地域貢献活動を含めて、全学的な地域連携・地域貢献の一層の充実を図る。

- 現職教員の資質向上を目的として、10年経験者研修をはじめとする体系的な研修プログラムについて具体的な検討を行い、研修内容の充実を図る。
 - 地域貢献推進事業の実施を通して、各キャンパスの特性を生かした、地域貢献活動の一層の充実を図るとともに、その成果が広く本道の学校教育や生涯学習の実践に結びつくよう広報・普及に努める。
 - 企業・民間団体等との連携事業をさらに推進するとともに、北海道商工会議所連合会との連携事業に取り組むなど相互協力関係を深める。
 - 公開講座等の一層の充実を図るため、各キャンパスの取組を促進するとともに、広報の充実を図る。
 - 公開講座の実施に当たり、受講者のアンケート調査を行い、その結果を踏まえて講座内容・方法の改善に継続的に取り組む。
 - 免許法認定公開講座については、地域の免許外教科担当の実態に配慮した講座を開設し、その充実を図る。
 - 10年経験者研修の全キャンパスでの実施が一層充実するよう取り組むとともに、教育委員会との連携のもとに10年経験者研修モデルカリキュラム開発事業の推進を図る。
 - 相互協力関係にある自治体の公民館等に、学校教育支援や生涯学習推進のためサテライトスペースの設置を図る。
 - 道内公共図書館を通して、地域住民に図書館の公開及び学外サービスをPRする。
- ② 留学生交流その他諸外国の大学との教育研究上の交流に関する具体的方策
- 平成18年10月から開始した「全学プログラム」の改善等を通して、受入留学生に対する教育体制のより一層の整備を図る。
 - 交換留学生の派遣全学化に係る統一的な審査基準を整備する。
- ③ 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策
- 開発途上国の大学や研究機関との研究交流を積極的に行い、人的ネットワークや、国際協力実施体制を構築する。
 - 開発途上国の課題解決に対して、教員派遣や研修員受入等に対応した学内協力体制を整備する。
 - JICAが実施する基礎教育などに関する課題に対して大学組織として協力する。
 - 第2回教育に関する環太平洋国際会議（米・イリノイ州立大学）への参加や外国の大学との研究交流等を通し、積極的に国際学術交流を推進する。
 - カナダ教員研修をはじめ、教員研修の派遣／受入プログラムの充実を図る。

（2）附属学校に関する目標を達成するための措置

- ① 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策
- 研究推進連絡協議会が設定した「小中連携（異校種間連携）について」の共通テーマの下、各地域の附属学校が連携し、新しい教育の在り方やカリキュラ

ム、指導法等の実践的研究を行う。

- 大学教員、学内センター等の教員との連携を図り、理数科教育や地域の特性を生かした雪の総合的学習など、実験的授業実践を推進する。
 - 大学、各キャンパスとの連携を図り、教育実習の在り方を踏まえ、1年生段階から4年間を通じた体系的・実践的な実習を行うほか、教員採用予定者に対する実務体験研修を充実する。
 - 大学院での研修を円滑に実施するため、大学との連携を図り、校務分掌の見直しや代替教員の人材確保などの職場環境を整備し、大学院への派遣を推進する。
 - 「研究推進連絡協議会」の下に、大学院・大学、学内センター、附属学校間の連携協力による教育研究の充実を図る。
 - 「研究推進連絡協議会」の中に小中連携プロジェクトを設け、継続的に道德教育、雪をテーマとした総合的学習に取り組む。また小中連携の在り方など新たな連携事業にも取り組む。
 - 地域の公立学校及び教育委員会等と連携し、教育研究、教育支援を行うため、引き続き附属学校教員を道市町村教育委員会が行う各種研修講座の講師として派遣するとともに、教育委員会等から附属学校が行う研究大会等への指導助言者や研究協力者を受け入れるなど相互の連携協力を継続して取り組む。
- ② 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策
- 公立学校との人事交流によって着任した附属学校教員の大学内の「新任教員研修」への積極的な参加を図る。また、現職教員研修の受け入れと各種研修会への講師派遣を継続して実施する。

(3) 大学憲章に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 「北海道教育大学憲章」を継続して学内及び受験生を含めた社会に周知を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策
- 平成18年度の運営状況の点検を踏まえ、効果的、機能的な運営を図るため、各室の企画・立案機能の一層の強化を行うほか、各校での実施体制の充実を図るため継続して検討する。
 - 平成18年度の再編に伴い、新しいカリキュラムの研究開発、FD推進、開発的・戦略的な研究推進の課題に対応するために、既存のセンターを「学校・地域教育研究支援センター」「大学教育開発センター」「国際交流・協力センター」に再編する。
 - 経営協議会の運営状況を点検し、経営戦略機能を高めるため、外部意見をより多く取り入れる方策等を検討する。
- ② 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- 大学運営における効果的、機能的な意思決定プロセスを充実するため、各室及び各委員会について継続して見直しを行う。
 - 大学教育情報システムの各種機能について、有効な活用方法等に関する情報の提供を行う。また、大学評価システムの構築計画を基に次年度の運用を目指して仕様の策定に着手する。
 - 附属学校運営の改善及び効率化の観点から、附属学校全体を総括するため、理事のもとに附属学校担当の責任者として特別補佐を配置し、事務組織に「附属学校室」を設置して、附属学校の管理運営体制を充実させる。
 - 再編された学部と大学院との一体的な運営について、点検・検証を継続する。
- ③ 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策
- 業務運営の改善及び効率化を図るため、これまで行ってきた共同事業についての点検・改善を進めるとともに、道内の国立大学、国立高等専門学校との連携・共同事業を推進する。
- ④ 内部監査機能の充実に関する具体的方策
- 監事の意見を踏まえた業務運営の改善及び効率化に関して、継続してその検証を行うとともに、監査室を設置し、内部監査機能の充実を図る。
- ⑤ 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策
- 平成18年度の各室、各委員会等の運営状況の点検により、大学計画委員会及び学務連絡会議を廃止し、継続して各種委員会及び各室の運営状況を点検する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の見直しの方向性

- 引き続き、再編に伴う教員の配置換を実行し、教育研究組織の完成を目指す。また、各分野で活躍する外部人材を積極的に活用し、より充実した教育・指導體制の構築を図る。
- 人間地域科学課程、芸術課程及びスポーツ教育課程に対応した修士課程の構想をまとめる。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

- ① 人事評価システムの整備活用に関する具体的方策
- 各室における教育実績、研究実績等の評価システムの作成、試行等本格実施に向けたスケジュールを踏まえて、その評価結果の効果的活用によるインセンティブの付与について継続的に検討を進める。
 - 次期中期目標期間の早い時期に、人事評価システムの本格的実施に向けて、検討を進める。
- ② 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策
- 本学事務組織及び業務の見直しに伴う段階的・具体的な改善の中で、他機関との人事交流を積極的に活用する。
- ③ 教員の流動性向上に関する具体的方策
- 関係教育委員会との積極的な連携のもと、優秀な人材の継続的な受入れを

図るとともに、教育研究の活性化にもたらず効果を検証する。

- ④ 女性・外国人等の教員採用の促進に関する具体的方策
 - 男女共同参画推進会議において、女性教員の採用促進のための具体的方策等を提言し活用する。
- ⑤ 事務職員等の資質の向上等に関する具体的方策
 - これまで未実施である階層別研修の実施を含め、各種SD研修の充実等を図るほか、事務効率化の観点から道内他機関との合同研修の実施方法等について検討する。
- ⑥ 人件費の削減に関する具体的方策
 - 総人件費改革の実行計画及び「中期財政指針」を踏まえ、平成17年度人件費予算相当額をベースとして、概ね引き続き1%の人件費の削減を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ① 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策
 - 事務局長の下に置かれた「事務組織の見直し等に関するワーキンググループ」報告による業務の見直し、事務組織体制の強化及びアウトソーシング等を進め、併せて平成18年度に実施した業務の合理化・効率化を踏まえ、さらに業務の合理化・効率化の検討を行う。
- ② 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策
 - 道内国立大学等が共同して行う国立大学法人等採用試験及び各種事務系職員研修に、継続して積極的に参加するとともに、各種訴訟の問題を適切・迅速に対応するため、法務局訟務部と連携を深める。
- ③ 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策
 - 平成18年度までに実施されたアウトソーシングの内容・効果を検証し、さらに今まで導入されていなかった業務についても効率化・合理化の観点から検討を行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ① 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策
 - 科学研究費補助金等の申請を促進するための措置を継続・拡大し、採択件数の増加に努める。
 - 教員の研究業績を公開・発信する体制を充実させるとともに、共同研究・受託研究等の外部資金を増加するように努める。
- ② 自己収入の安定的確保に関する具体的方策
 - 大学全入時代に対応し、他大学との差別化を図りつつ、質が高く、勉学意欲の強い受験生を確保するための広報活動の充実を図る。具体的には大学案内等の入試広報用パンフレット及びホームページの内容充実と利便性の向上を図る。また、受験生のニーズに応えた情報提供、大学説明会、オープンキャンパス、学校訪問、進学ガイダンス等の実施・参加を更に充実させること

により，広報活動を積極的に展開する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

管理的経費の抑制に関する具体的方策

- 「中期財政指針」に基づき，引き続き業務内容の見直しを行い，事務処理の簡素化・集中化として，5キャンパスで行われている契約業務の事務局への集中化・一元化に向け，課題等の洗い出しと実現可能な具体的な方策の検討を実施する。
- テレビ会議システムの利用促進に関し，昨年度実施したアンケート結果に基づき利用の促進を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

- 既に実施した保有資産利用案内のHPを利用者にわかりやすいように標記を工夫する。
- 既に余裕資金の運用を実施しているが，今後も運用可能なものは実施する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

① 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- 法人評価及び認証評価等における改善プロセスの明確化に努める。また，大学評価システムを確立するとともに，評価活動の意義等に関して教職員全般に周知する方策を引き続き実施する。

② 第三者評価導入に関わる具体的方策

- 外部評価を実施し，評価結果を改善に活かすと共に，外部評価それ自体についても今後の課題等を検討する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 広報企画室が中心となり，各部局と連携し，大学情報をホームページ等により適時適切に公表する。また，教育研究活動に関する情報の積極的な公表を推進する。

- 広報企画室が中心となり各部局と連携し，積極的な大学情報の提供に努める。また，教育研究活動，地域貢献事業，財務内容，入学試験及び卒業生の進路状況に関する情報全般について，ホームページ及びニュースリリース等により適時適切に公開していく。

3 その他の目標を達成するための措置

- 「職員の倫理保持のためのガイドライン」について，学内外に公表，周知を図るとともに必要な改善を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置

施設等の整備に関する具体的方策

- キャンパスマスタープランに基づき、引き続き着実に施設の整備を図る。
- 本学の環境方針に基づき、平成19年度環境配慮活動計画を策定し、環境保全の推進を図る。
- 地方公共団体との連携による整備（芸術スポーツ地域共同センター（仮称））を完了し、管理運営等について実質的な連携運営を図る。また、他大学の実施例を収集し、新たな整備手法の調査・検討を行う。
- 施設設備（基幹設備）の修繕・更新時期を組み入れたデータベースに費用対効果を考慮した概算額を計上する。
- 施設整備計画に基づき、交通動線、植栽、サイン等の屋外環境、バリアフリー対策等の整備を実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働（教育研究）環境の安全管理

- 事業場間での問題点解決策の情報共有化など、個々の事業場における安全衛生管理体制をより一層充実させる施策を講じ、全学的な安全衛生管理体制の基盤強化を図る。また、環境保全などにも配慮した快適な教育環境・職場環境の形成について、重点的に検討を行う。
- 施設整備計画に基づき、附属学校の防犯対策強化を実施する。
- 危機管理基本マニュアルの充実・整備を図ってマニュアルの配布及び安全管理の啓発を行い、継続してマニュアルの整備・充実を図る。各事業所においては、継続して避難訓練及び防犯訓練をマニュアルに基づいて実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

18億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

計画の予定なし。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・(旭川北門町ほか)校舎改修 ・(函館)人間発達棟改修 ・小規模改修	総額 1,180	施設整備費補助金(1,139) 国立大学財務・経営センター 施設費交付金(41)

注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- (1) 各室における教育実績、研究実績等の評価システムの作成、試行等本格実施に向けたスケジュールを踏まえて、その評価結果の効果的活用によるインセンティブの付与について継続的に検討を進める。
- (2) 次期中期目標期間の早い時期に、人事評価システムの本格的実施に向けて、検討を進める。
- (3) 本学事務組織及び業務の見直しに伴う段階的・具体的な改善の中で、他機関との

人事交流を積極的に活用する。

- (4) 関係教育委員会との積極的な連携のもと、優秀な人材の継続的な受入れを図るとともに、教育研究の活性化にもたらす効果を検証する。
- (5) 男女共同参画推進会議において、女性教員の採用促進のための具体的方策等を提言し活用する。
- (6) これまで未実施である階層別研修の実施を含め、各種SD研修の充実等を図るほか、事務効率化の観点から道内他機関との合同研修の実施方法等について検討する。
- (7) 総人件費改革の実行計画及び「中期財政指針」を踏まえ、平成17年度人件費予算相当額をベースとして、概ね引き続き1%の人件費の削減を図る。

(参考1) 19年度の常勤職員数 786人

(参考2) 19年度の人件費総額見込み7,743百万円(退職手当は除く)

(別紙)

○予算(人件費の見積りを含む。),収支計画及び資金計画

(別表)

○学部/学科,研究科の専攻等の名称と学生収容定員,附属学校の収容定員・学級数

1. 予 算

平成19年度 予 算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	7, 549
施設整備費補助金	1, 139
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	17
国立大学財務・経営センター施設費交付金	41
自己収入	3, 535
授業料及入学金検定料収入	3, 438
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	97
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	93
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	187
計	12, 561
支 出	
業務費	10, 040
教育研究経費	10, 040
診療経費	0
一般管理費	1, 231
施設整備費	1, 180
補助金等	17
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	93
貸付金	0
長期借入金償還金	0
計	12, 561

[人件費の見積り]

期間中総額7, 743百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額6, 336百万円)

注)「施設整備費補助金」のうち、前年度よりの繰越額1, 139百万円

2. 収支計画

平成19年度 収支計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
費用の部	11,342
經常費用	11,342
業務費	10,772
教育研究経費	1,884
診療経費	0
受託研究費等	35
役員人件費	243
教員人件費	6,699
職員人件費	1,911
一般管理費	378
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	192
臨時損失	0
収入の部	11,342
經常収益	11,342
運営費交付金	7,549
授業料収益	2,933
入学金収益	438
検定料収益	100
附属病院収益	0
受託研究等収益	35
補助金等収益	17
寄附金収益	57
財務収益	0
雑益	97
資産見返運営費交付金等戻入	86
資産見返補助金等戻入	0
資産見返寄附金戻入	26
資産見返物品受贈額戻入	4
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成19年度 資金計画

(単位 百万円)

区 分	金 額
資金支出	12,777
業務活動による支出	11,041
投資活動による支出	1,479
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	257
資金収入	12,777
業務活動による収入	11,193
運営費交付金による収入	7,549
授業料及入学金検定料による収入	3,438
附属病院収入	0
受託研究等収入	35
補助金等収入	17
寄付金収入	57
その他の収入	97
投資活動による収入	1,139
施設費による収入	1,139
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	445

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

教育学部	教員養成課程 1,400人 （うち教員養成に係る分野 1,400人） 人間地域科学課程 660人 芸術課程 240人 スポーツ教育課程 120人 （改組前の課程） 学校教育教員養成課程 1,320人 （うち教員養成に係る分野 1,320人） 養護教諭養成課程 80人 （うち教員養成に係る分野 80人） 生涯教育課程 330人 国際理解教育課程 120人 芸術文化課程 220人 地域環境教育課程 200人 情報社会教育課程 150人
教育学研究科	学校教育専攻 48人 （うち修士課程 48人） 教科教育専攻 250人 （うち修士課程 250人） 養護教育専攻 12人 （うち修士課程 12人） 学校臨床心理専攻 18人 （うち修士課程 18人）
特別支援教育特別専攻科	重複障害教育専攻 15人 情緒障害教育専攻 15人
養護教諭特別別科	40人
附属札幌小学校	504人 学級数 15
附属函館小学校	480人 学級数 12
附属旭川小学校	480人 学級数 12
附属釧路小学校	480人 学級数 12
附属札幌中学校	384人 学級数 12
附属函館中学校	360人 学級数 9
附属旭川中学校	360人 学級数 9
附属釧路中学校	360人 学級数 9
附属特別支援学校小学部	18人 学級数 3
附属特別支援学校中学部	18人 学級数 3
附属特別支援学校高等部	24人 学級数 3
附属函館幼稚園	90人 学級数 3
附属旭川幼稚園	90人 学級数 3